



# 宮古市難聴児補聴器購入費助成事業のご案内



平成25年1月から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の獲得を促進するため、補聴器購入費の助成を行っております。

令和元年11月からは、新たに、補聴器の「修理費」、FM型補聴器購入費の助成を開始します。

宮古市では、FM型補聴器は、補聴器の種類に関わらず助成の対象とします（宮古市独自助成）。

## ○助成対象者

次の要件を全て満たす18歳未満の児童の保護者

- ・宮古市内に住所を有する児童
- ・両耳の聴力レベルが70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

(注) ただし、対象者（保護者）と同じ世帯に属する世帯員のうち、市民税の所得割額が46万円以上の人がある場合は、助成の対象外となります。

## ○助成額

基準額の範囲内で、購入費用または修理費用の3分の2の額（1円未満切り捨て）

## ○助成対象品目及び基準額

### (1) 購入

(※再交付申請は、耐用年数5年を経過後に可能です。)

補聴器の種類	1台あたりの基準額	基準額に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	45,792 円	補聴器本体（電池を含む） イヤモールド  (注) イヤモールドを必要としない場合は、基準額から9,540円を差し引きます。	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	56,074 円		
高度難聴用ポケット型	45,792 円		
高度難聴用耳かけ型	56,074 円		
重度難聴用ポケット型	68,688 円		
重度難聴用耳かけ型	80,878 円		
耳あな型（レディメイド）	101,760 円		
耳あな型（オーダーメイド）	145,220 円		
骨導式ポケット型	74,306 円	補聴器本体（電池を含む）、骨導レシーバー、ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,832 円	補聴器本体（電池を含む）、平面レンズ (注) 平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚あたり3,816円を差し引きます。	

備考 1 FM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、1つあたりそれぞれ次の額を基準額に加算。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) FM型受信機       | 84,800円  |
| (2) オーディオチューン    | 5,300円   |
| (3) FM型用ワイヤレスマイク | 103,880円 |

宮古市では、補聴器の種類に関わらず、助成対象です

- 2 デジタル式補聴器で、専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要な場合は、基準額に2,120円を加算。

(2) 修理

修理の内容	基準額
補装具制度での補聴器の修理内容 (※) に同じ	修理内容 (※) に応じた単価に6%を加算した額 (1円未満切り捨て。)

(※) 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第528号) 別表の3修理基準 (5) その他の補聴器の項の修理部位欄に掲げるもの。

○申請手続き

購入又は修理をする前に市福祉課へ申請が必要です。申請に必要なものは次のとおりです。

	購入する場合	修理する場合
①	申請書	申請書
②	医師意見書	修理費用の見積書
③	購入費用の見積書	/
④	デジタル式補聴器の調整証明書 (該当する場合)	

※申請書、医師意見書の用紙は市役所1階福祉課にあります。

また、宮古市ホームページからダウンロードすることもできます。

ホームページアドレス <https://www.city.miyako.iwate.jp/>

※医師意見書は指定医療機関の医師が、見積書及びデジタル式補聴器の調整証明書は補聴器業者が作成するものです。

○指定医療機関

医師意見書を作成できる医療機関は、指定自立支援医療機関の耳鼻科です。

県内4か所 岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院

※意見書料は自己負担です。



○申請及び問合せ先

宮古市役所 福祉課 障がい福祉係 (1階)

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111 (代表) 0193-68-9135 (ダイヤルイン)

FAX 0193-62-7422